

第5回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会議事録

平成23年12月1日（金）

消費生活センター

委員長： 時間が参りましたので、ただいまより、第5回仮称門真市自治基本条例制定検討委員会を開催いたします。

まず、現在の団体ヒアリングの状況について、事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： それでは、まず本日の会議資料の確認をさせていただきます。前回、前々回の会議で使用いたしました第3回自治基本条例制定委員会会議資料、本日お配りさせていただいている資料として、A4サイズの3枚もので、事業者アンケート集計結果、第6回条例制定検討委員会の開催通知となっております。揃っておりますでしょうか。不足の資料等ございましたら、事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

それでは、現在までの団体ヒアリングの状況及び、ヒアリングを行った団体様から頂いたご意見についてご報告申し上げます。

まず、団体ヒアリングについては、現在までに42団体、のべ750名の皆様に条例の説明をさせていただいております。前回の条例制定検討委員会以降、各団体様から多様なご意見を頂戴しましたのでご報告申し上げます。

・(条例の制定に関して)来年の3月は無理なのではないか。団体の意見を吸い上げた上で、きちんとした組織の中に団体の位置づけがあればいいと思う。

・自治会に力があるので、校区で運営すると、今までと何も変わらないのではないか。

・団体運営は難しく、ボランティアである。市のノウハウも吸収したい。運営面の課題解消がされるような体制を作ってほしい。

・協働の中身は人であると考えている。現在は市から団体への一方通行であると思う。これのバランスを取るのは行政職員にかかっている。

・地域会議を進めていくのは難しいと思う。自治会等も役員不足等の機能低下がみられる。地域会議にはどういう人が集まるのか。声の大きい人が勝つような図式になってしまい、門真全体が均一化される恐れがあると感じる。

・活動しようと思っても、市役所で納得のできないことが多い。市役所内でも、協働を認識していただき、地ならしをしないとイケない。

・第7項第8項の表現は子どもが実現できるものではない。子どもへの責任を委ねているだけである。教育者の責務とするべきである。

・第3章は市民への丸投げが多すぎる。やり直していただきたい。

・自治会により地域特性が違う。校区で集まって上手くいくのか。

・要綱ではなく、条例で定めるということは、それだけ市の思いが強いということだと思うが、条例として制定すると、協働の名のもとに地域への押し付けになってしまうのでは。

・若い世代の転出が目立ち、一人暮らしの高齢者が増えている現状はイケないとわかっているが、漠然としてどうしていいのかわからないので、行政と協力して解決していきたい。

・地域会議については、自治会長と他の団体を集めて定期的に行うようなものについては賛成である。

以上のようなご意見を頂戴いたしました。なお、たくさん

のご意見を頂戴する方法としまして、本年の4月から5月にかけて、実施いたしました事業者アンケートにご回答頂いた事業者様に対して送付をさせていただきましたアンケートの集計結果を資料としてお配りさせていただいております。団体ヒアリングの状況説明については以上です。

委員長： 今の件について、何かご意見ございますでしょうか。なければ、次に進んでよろしいでしょうか。それでは、次に自治基本条例の前文に関しての意見集約・問題点についてであります。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： では、第3回会議資料の2ページをご覧ください。こちらの前文に関しまして、前々回委員の皆様から頂いた意見として、

- ・前文の中に市民憲章と自治基本条例の違い、市民憲章の行動規範等を条例の中に記述されている自治体もあると思うが、そのあたりは議論されたのか。

- ・市民憲章と自治基本条例は別物と考えていいのか。また、市民憲章の位置づけはどうなるのか。

というご意見を頂いております。こちらの前文に関して、ご意見の交換をお願いいたします。

委員長： 前回、市民憲章との整合性等の議論につきまして、色々なご意見が出ましたけれど、前文につきまして、何かご意見等ございますか。7月15日の事務局案を基に市民検討委員会の方で取りまとめた内容について、何か、ご意見ございますでしょうか。

事務局、整合性についてももう一度説明していただけますか。

事務局： 資料でお示しさせていただいている事務局案については、それ以前に市民検討委員会の方がご検討された内容を基本的にはわかりやすくコンパクトにまとめさせていただいたものだと思っております。表現の違い等は若干ございますが、流れとしては、門真の歴史、現在に至るまでの発展、課題、そ

して今後の展望があるという展望があるという風になっていると思います。また、この市民検討委員会の検討の中では、前文の検討に要した時間が最も長かったということでございます。市民検討委員会の一部の方は、事務局案はシンプルでわかりやすくいいのではないかというご意見もあったのですが、結果として、もう少し盛り込みたいということで今回の市民検討委員会案になったということでございます。

市民憲章につきましては、これだけ誇らしい憲章があるのだから、このことを念頭において、しっかりと門真市が発展していくということであえて解説に盛り込んでおられるということだったと思います。

委員 長： 一応前回説明していただいたのですが、事務局としては、前文に一番時間をかけて検討され、このような形になったという説明がございました。

委員： ということは、市民憲章が73年に制定されているけれど、これを否定するものではなくて、そのまま活かした形で、事務局案が出来ているということですね。

事務局： はい。今おっしゃったように、事務局案では解説のところは何も触っておりませんので、市民憲章云々という話は事務局案では出ておりません。しかし、市民検討委員会のみなさんのご議論の中で、これだけ誇れる市民憲章があるのだからというような観点で解説の中に盛り込んで、この憲章が守られていくような方向になればいいというご意見があって、ここに盛り込まれているということです。

委員 長： 大きな枠組みとしては、前文の方では、かなり歴史的な背景を盛り込むという形で、その部分については少し長く述べられているということで、内容的には問題がないと思いますが、もう少し簡略化した方がいいという議論もあるかもしれませんが、あえて問題がなければ…。

委員： 茨田の堤というのは、伝茨田の堤と言って、真偽が定かでない部分があるので、どうなのかなと思います。

委員： すみません。9月議会で市民憲章について質問がありましたが、市民憲章を前文で書くということは、市民憲章そのものが、これからもずっと生き続けるという位置づけでこの条例が出来ると思うので、その辺りのことが本当にこれでいいのでしょうか。個人的には市民憲章の在り方に、このままでいいのかという疑問を持っているので、条例の前文でこのあたりを記述するのは好ましいのかどうかという議論をしていただければいいかなと思います。

委員長： 書き方としては、「昭和38年に市政を敷いた門真市は、昭和48年には市民の総意として『門真市市民憲章』を制定し、人間の尊厳と住民の自治確立に向けて取り組むことを宣言しました。」と結果を言っているわけですがけれど。先ほど、ご提案がありましたが、どうでしょうか。

委員： これから、条例が出来て、将来的にも市民憲章や美しいまちづくり条例がありますけれど、見直さないといけないとなった時に、これが足かせにならないかなと思うんです。

結果として書かれているというのは確かにそうですが、いかがなものかと思います。

委員長： あえて流れとして、入っていたとしても、そういう考え方に立たずに、最高規範であるがため、自治基本条例を制定することをもってという部分で十分ではないかという解釈で、何か影響力がないかというおそれがなければということですが。

ちょっと読んでいただいて。このほかに何か気付いた点・ご質問・ご意見等ございましたら。

委員： さきほど委員の方がおっしゃったように、市民憲章とか美しいまちづくり条例をあえて外しているのは、条例は変わっていくものであるので、場合によっては組み換え等も考えられます。前文はそんなに大きく変わるものではないと考えているので、恒久的に使える形の方がいいということで考えたのが、行政対案となります。ただ、市民の方は歴史を踏まえながらという思いが強かったので、それは解説で盛り込んだらいいのかなという思いがありました。解説は全く触っておりません。色々ご意見を頂ければと思います。市民の中で強

くあったのが、自治に関したものに絞り込んだものを作りたいという思いが強かった中で、議論が進められてきました。門真が歴史あるまちだという誇りに思える表現を含めて、もう少し盛り込んだ方がいいのではというご意見の方もいらっしゃるという中で、もう少し検討する必要があるかと。

委員 長： 事務局としては前文に関して何か市民検討委員会でご意見申し上げたというのがありますか。

事務局： 前文につきまして、事務局案では、先ほど委員がおっしゃったようなコンセプトでまとめさせていただきました。先ほど申し上げましたように、事務局案はコンパクトでわかりやすいのですが、もう少し思いを入れていきたいという意見がある中で、結果的には市民検討委員会に近い形でまとめられたのかと思います。市民検討委員会の案で、今は載っていませんが、門真が生んだ偉人であるとか、そのような方の個人名を記載するような方向になっていたのですが、それはいかなものかというご意見をさせていただきまして、削除されております。古川堤に水門を設け、命をかけて農民たちを水害から守ったというような文章があるのですが、幕府の言うことを聞かずに単独でやったというような表現もありましたので、そのあたりを修正させていただいたりもしました。後、気になるのは、文章の繋がり、言葉の表現等については、整理をさせていただきたいと考えております。

委員 長： 市民検討委員会案の前文の中で気になる文章の繋がり等については、事務局では最後に整理をするということですか。今は内容的な問題で、何かありましたら。

事務局： 後、様々な方からご意見を頂いておまして、門真を一言で表現できるようなインパクトの強い表現をした方がいいのではないかというご意見を頂戴いたしました。例えば、市民一人一人が活気に満ち溢れるようなイメージで「沸騰するまち門真」というキーワードを入れてはどうかというようなご意見も頂いたので、先ほど門真の特色と委員がおっしゃいましたけれど、門真が特徴づけられるようなインパクトのある言葉を盛り込んでいくのもいいかなという風に思っております。

す。以上です。

委員 長： 今、事務局から提案もありましたが、すぐに議論できるというわけでもないので、事務局の提案に基づきまして、今後、委員の方でも考えていただければと思います。また、何かありましたら、事務局の方で整理するという形にしたいと思います。今何かありましたらどうぞ。

委員： 前文について、事務局案と市民検討委員会案を比較すると、松下のことが入っていたり、いなかったりで、ちょっと私の感覚では「したたかな自治」というのは、好ましくないかと思えます。事務局案の方は、私たちも研修に行ったりした際に、松下のことは話題に上がるくらいなので、外せないのかなと思えます。美しいまちづくり条例等は、参画と協働の理念の具体化へと新たな一步を踏み出していきましたというのは、感覚としては疑問に思いました。ですので、直すのであれば、事務局案をベースに直した方がいいかと思えます。

委員 長： 今、委員からご意見がありましたけれど、他の委員の方何かありますでしょうか。

委員： 私も事務局案でいいと思うんですけど、ただ市民検討委員会案の方の前段部分で、水との問題が広範囲にわたって書かれており、事務局案でも水防組織等書いてありますが、2行にも満たないので、もう少し、先人たちの苦労を上手く付け加えたらいいと思います。それと、私も美しいまちづくり条例が参画・協働の新しい一步を踏み出したというのには、疑問がありますので、消した方がいいと思います。市民憲章も立派な文章だと思いますが、冒頭に公害という言葉が記載されています。昭和40年代に公害が発生して大変な時期があったのですが、これが制定されたのは昭和48年であり、30年近く経って、鎮静化しておりますので、そういう意味では市民憲章も少し古いかなというような気がするのです。なので、市民憲章も削除した方がいいかと思えます。後は水の問題だけ少し検討して。

委員 長： 市民検討委員会ではかなり検討されたということですが、

市民検討委員会案と事務局案の内容を少し整理してはというご意見が出ました。事務局案と市民検討委員会案のいい所を整理していただいた後にまた検討した方がいいのか、もしくは他に何かご意見ございますでしょうか。

委員： 団体ヒアリングで、わかりやすい言葉にしてほしいというご意見がございしますが、前文から読む気がしない言葉の使い方はやめた方がいいかと思います。子どもも読むものですので、もう少し柔らかくしていった方がいいかなと思います。

委員長： 今までのご意見は、どちらかというとな事務局案の方が少し読みやすいというご意見でございしますが。

委員： 事務局案でも打開という言葉がきついようにも感じますが。

事務局： 一つ議論の参考としてお願いしたいのですが、市民検討委員会でもあったのですが、長い短いという文量についても、検討の中で出た意見です。あまり短すぎても意味が通らず、長すぎても読まないということで、他市の自治基本条例を参考にしましても、これより長いものも、短いものもございません。

委員： 私も今までの議論でありましたとおり、事務局案の方が適切だと思いますが、先ほど委員がおっしゃったように、先人たちの苦勞の部分にもう少しボリュームを増やしてほしいと思います。後、真ん中あたりに地方分権の夜明けを迎えようとしていますという表現がありますけれど、平成12年の地方分権一括法で夜明けを迎えていますよね。このあたりがタイミング的におかしいのかなと思います。それと、最後の方で、それぞれの強みを活かし、足らずを補いという表現をされているんですけど、第5条の協働の部分では、もう少し柔らかい言い方をされているので、その兼ね合いももう少し考えていただきたいという気がします。

委員： 委員の方から、表現についてご意見がありましたけれど、これに対して、他の委員の方、ご意見ございますでしょうか。

なければ、事務局、それらを踏まえて整理していただけますでしょうか。

とにかく、今のご意見では、読みやすく印象的に、検討委員会で議論されたことを全面的に変えるのは、少し問題があるのかなと思いますし、それを踏まえながら修正していくということによろしいでしょうか。

委員：　　そういう意味では市民憲章の文章は、非常に読みやすくてわかりやすい、市民みんなが理解できるような文章になっていますので、こういう格調高い文章を作っていただけるのはありがたいですね。

委員長：　　どうでしょうか。内容的には市民検討委員会の方は歴史的な要素を長く書いておられるんですけど、もう少し読みやすくしたらどうかというご意見があります。先ほど委員の方からも、長すぎても読まないというご意見がありました。この程度ならいいという考え方の方もいらっしゃいます。

事務局としては前文なので、読みやすいところから入りたいというのがありましたが、検討委員会の案は少し長いのではないかなと。

はい。どうぞ。

委員：　　前文のある条例は本市で言うと、いくつかあると思うのですが、そのあたりの格好について、事務局は知っているんですか。例えば男女共同参画推進条例、文化芸術振興条例、人権尊重のまちづくり条例とかその辺りとのバランスはどうなるんでしょうか。これが最高規範なら、目安として、それより短くなくてもいいのかなと思います。

委員長：　　参考として、他市の場合、大体長さ的には、どの程度のものでしょうか。

事務局：　　他市の場合は、千差万別ですね。

委員：　　事務局案より、短いものが圧倒的に多いとは思いますが。前文を含めた意義ですね。例えば、小中学校で前文を基に自治基本条例を勉強するという時に、門真の古くからの歴史や、

新しい市民が来たときに、これが門真の町なのかというように、わかるようにしていただければということで、物語風で、少し読めば門真の動きがわかるようなコンセプトで、多少他の条例より長くてもいいのかなという思いがあります。

委員 長： 今、委員の方から、そういう視点で書かれているというご意見がありました。はい。どうぞ。

事務局： 今、他の条例と検討したのかというご意見がありました。当然しております。矛盾があってもいけません。流れとして、最高規範という位置づけは、かなり早い段階から市民検討委員の皆さんもおっしゃっておられましたので、バランスという点ではあまりウエイトは置かず、最高規範という位置づけでは見ております。その中で、最高規範であるからこそ、短いのがいいのか長いのがいいのかということですが、バランスという点では、千差万別でございます。

委員 長： 少し整理をしますと、事務局案と市民検討委員会案としては、委員の方から色々なご意見がありましたように、整理はしていくということで。このままの状態では整理をすると、大体このようなイメージの文章になるかと思えます。それで、委員の方から、極端に言うと、事務局案よりもっと短い方がいいのではないかというような議論がなければ…。はい。どうぞ。

委員： 事務局案と市民検討委員会案の量自体は、文字の大きさも違うし、そんなに変わらないですね。

事務局： ニアリーですね。

委員： 事務局の方で、一定取り組んでこられて、内容等もおわかりの中で、前文にはこの程度の量がいるという判断で作られていると思うので、量的には特に問題はないのかなと思えます。ただ、市民検討委員さんが一定、力を入れておられるという部分なので、出来る限り、配慮は必要なのかなと思えます。後は、先ほど言われた、市民憲章のところは後々問題があるとすれば、省いていただいたらどうかと思えます。後、

先ほど委員がおっしゃられた茨田の堤という表現等、歴史的な部分についての間違いがないかということは確認していただきたいと思います。

委員 長： 事務局、前文については先ほど出たご意見を基に、市民検討委員会案を尊重しながら、事務局案の整理をしていただくという形でよろしいでしょうか。他にご意見があれば言っていただきたいです。では、整理したものをまた検討していくということでもよろしく願いいたします。

それでは、他に何かご意見ございますでしょうか。

委員： すみません。団体ヒアリングは全体集約をすると言っていました、これとの整合性で議論はするんですか。

事務局： 12月いっぱいには団体ヒアリングに回らせていただいております、前回もご説明・ご報告させていただきましたとおり、その内容については、委員の皆様には改めてご報告させていただきます。そこのご意見を踏まえた上で、ご発言いただくという方向もあるのかなと思っております。以上です。

委員： 前回、聞いていたら、結構流れてしまっていたのですが、議事録で見たら、結構きつい内容をおっしゃっているので、考慮に入れなくてはいけないということがあると思います。

委員： 読んでいた時には、ずっと流れたけれど、議事録で見たら、関係ない部分も言っていますが、これに関係する部分で何点か意見があったみたいです。地域会議とか。

委員 長： 今のは、参考意見ということで。それでは、今までの分を整理したものに基づいて、もう一度検討していただくということで、それはいつ頃のスケジュールになりますか。

事務局： 先ほどお話がありましたとおり、団体ヒアリングのまとめといたしまして、事務局案としてお出しできるのは次回、1月13日の第6回の会議でご提出させていただこうと考えております。

委員 長： もちろん、事前に配っていただいて、それを見ていただいてということによろしいですか。

事 務 局： はい。

委員 長： それでは、事務局、よろしく願いいたします。他になければ、終わりたいと思います。

 それでは、本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。